

○周南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則

令和5年1月1日農委規則第1号

周南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則

周南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則（平成29年周南市農業委員会規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、周南市農業委員会（以下「委員会」という。）の農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の選任の手續等について、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（担当区域等）

第2条 法第17条第2項の規定により定める推進委員が担当する区域及び各区域における推進委員の数は、別表のとおりとする。

（推薦の求め及び募集の方法）

第3条 法第19条第1項に定める推進委員の候補者の推薦の求め及び募集（以下「推薦の求め及び募集」という。）は、次に掲げる方法によるものとする。

- （1） 農業者その他の関係者からの推薦（以下「個人推薦」という。）
- （2） 農業者が組織する団体その他の団体からの推薦（以下「団体推薦」という。）
- （3） 一般募集

（被推薦者及び応募者の資格）

第4条 推進委員の候補者として推薦を受ける者（以下「被推薦者」という。）及び推進委員の候補者の募集に応募する者（以下「応募者」という。）は、法第6条第2項に規定する農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- （1） 法第18条第4項の規定により準用する法第8条第4項各号に掲げる次のいずれかに該当する者
  - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 周南市暴力団排除条例（平成 23 年周南市条例第 23 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

（推薦の求め及び募集の手續）

第 5 条 個人推薦をしようとする農業者その他の関係者の代表者は、農業者その他の関係者 3 人以上が連名した農地利用最適化推進委員候補者推薦書（個人推薦用）（別記様式第 1 号）を委員会に提出するものとする。

2 団体推薦をしようとする農業者が組織する団体その他の団体の代表者は、農地利用最適化推進委員候補者推薦書（団体推薦用）（別記様式第 2 号）を委員会に提出するものとする。

3 一般募集に応募しようとする者は、農地利用最適化推進委員候補者応募申込書（別記様式第 3 号）を委員会に提出するものとする。

（推薦の求め及び募集の周知及び期間）

第 6 条 委員会は、推薦の求め及び募集の期間、推薦又は応募の書面の提出方法その他必要な事項を公表した上で推薦の求め及び募集を行うものとする。

2 委員会は、推薦の求め及び募集に当たっては、次に掲げる方法により、農業者、農業者が組織する団体その他関係者への周知に努めるものとする。

(1) 担当窓口における閲覧及び配布

(2) 市広報及び市ホームページへの掲載

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、委員会が適当と認める方法

3 推薦の求め及び募集の期間は、おおむね 1 月とする。

4 前項の期間は、委員会の会長（以下「会長」という。）が必要と認めるときは、これを延長することができる。

（被推薦者及び応募者の公表）

第 7 条 委員会は、法第 19 条第 2 項及び省令第 12 条の規定により、被推薦者及び応募者に関する情報を、推薦の求め及び募集の期間の中間及び終了後に遅滞なく、担当窓口及び市ホームページにおいて公表するものとする。

（推進委員候補者の選定）

第 8 条 委員会は、第 4 条に規定する資格要件を全て満たした被推薦者及び応募者の中から推進委員候補者を選定する場合（被推薦者及び応募者の人数が推進委員候補

者の定数内である場合を含む。)は、選定過程の公正性及び透明性を確保するため、周南市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要綱(令和5年周南市農業委員会要綱第4号)に規定する周南市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会(以下「評価委員会」という。)に対し、被推薦者及び応募者の評価及びその結果についての意見を求めるものとする。

(推進委員の委嘱)

第9条 委員会は、評価委員会の評価及び意見を受けて推進委員候補者を決定し、委員会の総会における議決を経て、推進委員として委嘱するものとする。

(推進委員に欠員が生じた場合の補充)

第10条 委員会は、解嘱、失職、辞任等により推進委員の欠員が生じた場合は、この規則に定める手続に基づき、速やかに推進委員を補充しなければならない。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第10条の規定は、施行日後の推進委員の委嘱の日から施行する。

(経過措置)

2 前項の規定による第10条の規定の施行の日前の推進委員に欠員が生じた場合の補充については、なお従前の例による。

(推進委員候補者の決定に係る行為の継続)

3 周南市農業委員会の委員の選任に関する規則(令和5年周南市規則第1号。以下「委員選任規則」という。)第8条の規定により任命される前の委員(法第4条第1項に規定する委員をいう。以下同じ。)で組織する委員会が、第8条の規定による評価委員会に意見を求める行為並びに第9条の規定による評価委員会の評価及び意見を受ける行為並びに推進委員候補者を決定する行為は、委員選任規則第8条の規定により任命された委員で組織された委員会の行為とみなす。

附 則(令和7年3月10日農委規則第1号)

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

## 別表（第2条関係）

推進委員の担当区域			推進委員の数 (人)
区域	主な範囲		
第1区	徳山・大津島	徳山、大津島	1
第2区	久米	久米、譲羽	1
第3区	櫛浜・鼓南	櫛ヶ浜、栗屋、大島、給島	1
第4区	夜市	夜市	1
第5区	戸田	戸田	1
第6区	湯野	湯野	1
第7区	四熊1(東部)	四熊(東部)	1
第8区	四熊2(西部)	四熊(西部)	1
第9区	下上・小畑	下上、小畑	1
第10区	菊川	上村、川曲、中野、川上	1
第11区	大向	大向	1
第12区	大道理	大道理	1
第13区	長穂	長穂、勘地	1
第14区	須々万1(北部)	須々万奥、須々万本郷(東側の一部)	1
第15区	須々万2(南部)	須々万本郷(第14区を除く。)	1
第16区	中須1(中須南)	中須南	1
第17区	中須2(中須北)	中須北	1
第18区	須金	須万(徳山)、金峰(徳山)	1
第19区	富田・福川	富田、福川	1
第20区	和田1(北部)	高瀬、夏切、埜	1
第21区	和田2(南部)	米光、馬神	1
第22区	八代	八代	1
第23区	高水	清尾、樋口、原、高水原	1
第24区	呼坂	呼坂、奥関屋、熊毛中央町、呼坂本町	1
第25区	大河内	大河内、中村、新清光台、清光台町	1
第26区	安田	安田	1
第27区	小松原	小松原	1
第28区	鹿野1(北部)	大潮、鹿野中(中津)、巢山(清涼寺)	1
第29区	鹿野2(東部)	鹿野上(渋川、石ヶ谷、堤、田尻)	1
第30区	鹿野3(中心部)	鹿野上(第29区、第31区を除く。)、鹿野中(柏原、錦川東側)	1
第31区	鹿野4(南東部)	鹿野上(奥大町)、鹿野下(山村広場より北側)、須万(第18区を除く。)、金峰(第18区を除く。)	1
第32区	鹿野5(南西部)	鹿野中(第28区、第30区を除く。)、鹿野下(第31区を除く。)、巢山(第28区を除く。)	1

別記様式第1号（第5条関係）

農地利用最適化推進委員候補者推薦書（個人推薦用）

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

周南市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者として次の者を推薦します。

1 推薦を受ける者

ふりがな 氏 名		生年月日		年	月	日	
		性別	男・女	年齢	満	歳	
住 所		〒					
電話番号		(固定電話)		(携帯電話)			
職 業							
最終学歴		( 年 月卒業)					
経 歴	職 歴	在職期間			職名・役職名等		
		年 月～	年 月				
		年 月～	年 月				
		年 月～	年 月				
		年 月～	年 月				
歴	地 域 活 動 の 取 組	取組期間			取組内容・役職名等		
		年 月～	年 月				
		年 月～	年 月				
		年 月～	年 月				
		年 月～	年 月				
農業経営 の 状 況	経営の有無	有 ・ 無		営農年数	年		
	営農類型 (該当に○)	水稻・麦・露地野菜・施設野菜・果樹・花き・畜産・その他 主な経営作物 ( )					
	経営面積・ 飼養頭数等	田 ( ㎡ ) / 畑 ( ㎡ ) / その他 ( . ㎡ ) 飼養頭数 ( . 頭 / . 頭)					

推薦をする担当区域	第 区 (複数可)
農業委員への推薦状況	推薦をしている。 ・ 推薦をしていない。

## 2 推薦を受ける者の抱負等

農地利用最適化推進委員となった場合の抱負

農地利用最適化推進委員の職務で最も重要と考えること。

持っている資格や得意な農業分野など、アピールできること。

## 3 推薦を受ける者の同意

(宛先) 周南市農業委員会会長

- (1) 私は、周南市農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員の候補者の推薦を受けることについて同意します。
- (2) 私は、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者、暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者に該当しないことを、官公署に照会することについて同意します。
- (3) 私は、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）その他農業に関する法令に違反していないことを、関係機関に確認することについて同意します。
- (4) 私は、推薦書に記載された農業経営の状況、資格の有無等について確認を行うため、必要に応じて関係機関等に照会することについて同意します。
- (5) 私は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 19 条第 2 項の規定により、この推薦に関する情報を公表することに同意します。

年 月 日

氏名

(注)

注 氏名を自署しない場合は、記名押印をすること。

4 推薦をする者（3人の連名で記入すること。）

ふりがな 代表者の 氏 名	(注)	職 業				
		性別	男・女	年齢	満	歳
代表者の 住 所	〒					
代表者の 電話番号	(固定電話)			(携帯電話)		
ふりがな 氏 名	(注)	職 業				
		性別	男・女	年齢	満	歳
住 所	〒					
電話番号	(固定電話)			(携帯電話)		
ふりがな 氏 名	(注)	職 業				
		性別	男・女	年齢	満	歳
住 所	〒					
電話番号	(固定電話)			(携帯電話)		

注 氏名を自署しない場合は、記名押印をすること。

5 推薦の理由

--

別記様式第2号（第5条関係）

農地利用最適化推進委員候補者推薦書（団体推薦用）

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

周南市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者として次の者を推薦します。

1 推薦を受ける者

ふりがな 氏 名		生年月日		年	月	日	
		性別	男・女	年齢	満	歳	
住 所		〒					
電話番号		(固定電話)		(携帯電話)			
職 業							
最終学歴		( 年 月卒業)					
経 歴	職 歴	在職期間			職名・役職名等		
		年 月～	年 月				
		年 月～	年 月				
		年 月～	年 月				
		年 月～	年 月				
歴	地 域 活 動 の 取 組	取組期間			取組内容・役職名等		
		年 月～	年 月				
		年 月～	年 月				
		年 月～	年 月				
		年 月～	年 月				
農業経営 の 状 況	経営の有無	有 ・ 無		営農年数	年		
	営農類型 (該当に○)	水稻・麦・露地野菜・施設野菜・果樹・花き・畜産・その他 主な経営作物 ( )					
	経営面積・ 飼養頭数等	田 ( ไร่) / 畑 ( ไร่) / その他 ( . ไร่) 飼養頭数 ( . 頭 / . 頭)					

推薦をする担当区域	第 区 (複数可)
農業委員への推薦状況	推薦をしている。 ・ 推薦をしていない。

## 2 推薦を受ける者の抱負等

農地利用最適化推進委員となった場合の抱負

農地利用最適化推進委員の職務で最も重要と考えること。

持っている資格や得意な農業分野など、アピールできること。

## 3 推薦を受ける者の同意

(宛先) 周南市農業委員会会長

- (1) 私は、周南市農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員の候補者の推薦を受けることについて同意します。
- (2) 私は、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者、暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者に該当しないことを、官公署に照会することについて同意します。
- (3) 私は、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）その他農業に関する法令に違反していないことを、関係機関に確認することについて同意します。
- (4) 私は、推薦書に記載された農業経営の状況、資格の有無等について確認を行うため、必要に応じて関係機関等に照会することについて同意します。
- (5) 私は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 19 条第 2 項の規定により、この推薦に関する情報を公表することに同意します。

年 月 日

氏名

(注)

注 氏名を自署しない場合は、記名押印をすること。



別記様式第3号（第5条関係）

農地利用最適化推進委員候補者応募申込書

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

周南市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者として次のとおり応募します。

1 応募する者

ふりがな 氏 名			生年月日	年	月	日	
	(注)		性別	男・女	年齢	満 歳	
住 所	〒						
電話番号	(固定電話)			(携帯電話)			
職 業							
最終学歴	( 年 月卒業)						
経 歴	職 歴	在職期間			職名・役職名等		
		年 月～	年 月				
		年 月～	年 月				
		年 月～	年 月				
		年 月～	年 月				
歴	地域活動の取組	取組期間			取組内容・役職名等		
		年 月～	年 月				
		年 月～	年 月				
		年 月～	年 月				
		年 月～	年 月				
農業経営の状況	経営の有無	有 ・ 無		営農年数	年		
	営農類型 (該当に○)	水稻・麦・露地野菜・施設野菜・果樹・花き・畜産・その他 主な経営作物 ( )					
	経営面積・ 飼養頭数等	田 ( ไร่) / 畑 ( ไร่) / その他 ( . ไร่) 飼養頭数 ( . 頭 / . 頭)					

注 氏名を自署しない場合は、記名押印をすること。

応募する担当区域	第 区 (複数可)
農業委員への応募状況	応募している。 ・ 応募していない。

## 2 応募の理由等

応募の理由
農地利用最適化推進委員となった場合の抱負
農地利用最適化推進委員の職務で最も重要と考えること。
持っている資格や得意な農業分野など、アピールできること。

## 3 応募する者の同意

<p>(宛先) 周南市農業委員会会長</p> <p>(1) 私は、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者、暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者に該当しないことを、官公署に照会することについて同意します。</p> <p>(2) 私は、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）その他農業に関する法令に違反していないことを、関係機関に確認することについて同意します。</p> <p>(3) 私は、応募申込書に記載された農業経営の状況、資格の有無等について確認を行うため、必要に応じて関係機関等に照会することについて同意します。</p> <p>(4) 私は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 19 条第 2 項の規定により、この応募に関する情報を公表することに同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏名 (注)</p>
---

注 氏名を自署しない場合は、記名押印をすること。